

## ご意見への回答

平成27年10月10日  
図書館長

### 【件名】

持ち出し禁止本の地元図書館での閲覧について

### 【新聞投書】

平成27年10月8日の民報新聞の投書欄に、次の投書がありました。

#### 前段落

趣味の情報を得るため地域資料を主に利用していますが、県内図書館にはそれぞれ貴重な蔵書が数多くあり、会津図書館を經由し利用させていただき、感謝しています。

その中で貴重本や部数の少ない本だと思いますが「持ち出し禁止」表示の本がありません。館外貸出はせず、直接、図書館に行き館内で閲覧することになっているため、県内市町村の図書館巡りをして閲覧しています。

各市町村の図書館には専門の司書さんがおり、設備も管理能力も充実向上しているはずですが、福島市に遠い私の希望ですが、せめて県立図書館の「持ち出し禁止」の本を、特に貴重本を除き、地元図書館で閲覧できるように改善していただければ一層利用しやすくなります。ぜひ検討をお願いしたいものです。

### 【回答】

県立図書館の図書を地元の図書館で貸出や閲覧するためには、図書館間の相互貸借制度が利用できますので、地元の図書館にご相談ください。

ただし、辞典類については調べ物をする上で欠かすことの出来ない図書館の基本となる資料であることから、また、当館で1冊しか所蔵していない地域資料や劣化の著しい資料などについては資料保存の点から相互貸借制度の対象としておりません。また、当館において持ち出し禁止となっている資料については、相互貸借制度を利用しても閲覧だけとなります。ご理解ください。

この制度の周知が不十分であったこととお詫び申し上げます。

なお、個別の資料の取り扱いについては、直接福島県立図書館にお問い合わせください。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)